

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 黒木 和彦

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6MCE11A02230		6MCJ1A00302 0001				NE-Z210014C	
品名 または 件名							
施設機材借上							
部品番号 または 規格							
除雪用ホイールローダー（バケット型）							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				1		
納地または工事場所			引 渡 場 所				
島松駐屯地			管理課 沼田曹長（5914）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
35号倉庫			令和8年12月1日（火）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年8月31日（月）10時00分 北海道補給処調達会計部入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一資格において北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

エ 契約担当官から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている者でないこと。

オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 落札決定方法

ア 総額により決定する。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、同額の場合は抽選とする。

(3) 入札の無効

ア 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条件に違反した入札

ウ 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書

エ 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

オ 電話、電報及びFAXによる入札

カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) 契約書作成の要否

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、賃貸借契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

(5) その他

ア 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で決定する。

イ 郵便入札

(7) 郵便による入札参加を推奨（感染症防止のため。）

(4) 郵便入札の要領等

a 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

b 送付期限

令和8年8月28日（金）17時00分（必着）

ウ 送付要領

(7) 入札書は「件名〇〇〇〇入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

(4) 上記の入札書が入った小封筒と資格決定通知書（写）を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

エ 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者には到着の確認を行うものとする。

(6) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

(7) 再度入札の実施日時

令和8年9月4日（金）13時30分

(4) 郵便入札の要領

a 送付期限

令和8年9月4日（金）11時30分（必着）

b その他の要領

初度の入札と同様とする。

(7) 提出書類

ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出すること。（FAX可）

イ 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。

ウ 契約物品の全部又は主要部品の製造、組立、改造、改修又は修理等を第三者に受け負わせようとする場合は、「下請負承認申請書」を提出する。

なお、「下請負承認申請書」には下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。

(8) 下請負者の確認

契約担当官は、下請負承認申請の承認に当たって、「下請負承認申請者」に記載された下請負者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、下請負を承認しない。

(9) 入札に関する問い合わせ先

ア 仕様書に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処補給部管理課（担当：沼田）

電話 0123-36-8611（内線：5914）

イ 入札及び契約等に関する事項

〒061-1393 恵庭市西島松308

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課（担当：岸本）

電話 0123-36-8611（内線：5339）

FAX 0123-36-8719（直通）

(10) 公告掲示場所

ア 掲示板

(7) 島松駐屯地

(4) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(11) 公告掲示期間

令和8年8月3日～令和8年8月31日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号： 6MCJ1A00302

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
施設機材借上		NE-Z210014C	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作 成	平成26年 5月13日
		変 更	令和 6年 9月20日
		作成部隊等名	北 海 道 補 給 処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処において使用する施設機材（以下、“借上機材”という。）の借上等について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001AB（以下、“一般共仕”という。）の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AB 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

2 借上に関する要求

2.1 借上品目、規格等

借上品目、規格等は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 管理条件

2.2.1 借上の方式

借上は、レンタル契約とする。

2.2.2 借上の数量、期間、使用場所、納入・搬出場所

借上の数量、期間、使用場所、納入場所、搬入・搬出については、調達要領指定書によって指定する。

2.2.3 積載、卸下

借上機材の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001ABの3.2によるほか、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

不要とする。

5.2 保守サービス体制

契約の相手方は、借上機材の目的の機能を完全に発揮し得る状態に保ち、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに復旧出来る保守サービス体制を確保するものとし、復旧に要する期間、同等な代替品を納入するものとする。

5.3 保守管理

5.3.1 通常使用による故障等は、契約の相手方の負担とする。

5.3.2 官側の故意又は、過失等による場合は、官側及び契約の相手方との協議とする。

5.4 借上機材の燃料

借上機材の燃料については、搬入するときに満タンとするものとし、搬出するときは、官側が満タンにするものとする。

5.5 付属品

付属品については、調達要領指定書によって指定する。

5.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、一般共仕の 8.3 による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	6 M C J 1 A 0 0 3 0 2 .
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 8 年 7 月 1 5 日 .
	作 成 部	北 海 道 補 給 処 . 補 給 部 .
	作 成 年 月 日	令 和 8 年 5 月 1 4 日
品 名	施 設 機 材 . 借 上 .	
仕 様 書 番 号	N E - Z 2 1 0 0 1 4 C	
指 定 事 項		
1 借上機材の品目 除雪用ホイールローダー（バケット型） 2 規格 （1）1名キャビン （2）0.4 m³タイプ （3）初年度登録 5年未満 3 数量 4台 4 借上期間 令和8年12月1日～令和9年3月31日 5 使用場所 陸上自衛隊島松駐屯地内外 6 搬入・搬出 陸上自衛隊島松駐屯地内（細部は相互調整による。） 7 付属品 チェーン（チェーン引張機を含む。） 8 具備すべき要件 （1）細部の納入場所については、現地指示とする。 （2）借上機材については、ナンバー（自賠償）付及び任意保険（免責0万）加入済とする。		

- (3) 電気・油圧系統は機能が正常であること。
- (4) タイヤチェーンは四輪とも装着（チェーン引張機を含む。）し、チェーンの内径が2／3以上残存しているものを取り付ける。
（1／3以上磨耗しているものは不可）
- (5) 取扱説明書1部を付属するものとする。
- (6) 期間中のオイル交換等のメンテナンス（定期整備・部品交換等）については業者負担とする。
- (7) 使用後の各種オイル及びクーラント等の補充は業者負担とする。

9 納入時における駐屯地内での着意事項

- (1) 納入作業に伴う既存施設の損傷及び火災等については役務請負業者の責任とする。
- (2) 設置及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。
- (3) その他、部隊側の諸規則及び指示に従い遅延なく納入するものとする。

10 監督・検査

監督及び検査については、契約担当官等が定める要領による。

11 細部連絡調整先

補給部管理課 沼田曹長（内線 5914）